

介護保険負担限度額認定について

介護保険施設やショートステイを利用する方の食費・居住費（部屋代）については、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については、申請により食費・居住費（部屋代）の負担軽減を行っております。

【制度のご案内】

施設サービスを利用した場合、サービス費用の自己負担分（１割、２割、３割）に加えて、食費・居住費（部屋代）、日常生活費を施設に支払わなければなりません。食費・居住費（部屋代）については、基準となる額（基準費用額）が定められているものの、原則は施設と利用者の間で結ばれた契約に基づいて額が定められます。しかし、低所得の方については、施設利用が困難とならないよう、一定の受給要件を満たす場合、申請により、食費・居住費（部屋代）の負担軽減を受けることができます。

【対象者と利用者負担額】

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）、地域密着型介護老人福祉施設に入所、または短期入所（ショートステイ）を利用する方で、**次の要件をすべて満たしている方が対象**になります（生活保護受給者は要件なし）。

- （１） **同じ世帯（住民登録上）の住民すべてが市県民税非課税**
- （２） **配偶者も市県民税非課税（内縁関係、世帯分離している場合も含みます）**
- （３） **次の資産要件を満たしていること**

負担段階	所得要件	預貯金等の資産の要件
第１段階	生活保護受給者	要件なし
	老齢福祉年金受給者等	単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円以下
第２段階	年金収入等（※） 80.9 万円以下	単身 650 万円以下、夫婦 1,650 万円以下
第３段階①	年金収入等（※） 80.9 万円超 120 万円以下	単身 550 万円以下、夫婦 1,550 万円以下
第３段階②	年金収入等（※） 120 万円超	単身 500 万円以下、夫婦 1,500 万円以下

※公的年金等収入額（非課税年金含む）＋ その他の合計所得金額

● 65 歳未満の 2 号被保険者は利用者負担段階に関わらず、預貯金の資産が単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円以下となります。

利用者負担額（令和 6 年 8 月から下線部のとおり変更となっています）

利用者負担段階	住居費（滞在費）等【日額】				食費【日額】	
	ユニット型個室	ユニット型個室 的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所 サービス
第 1 段階	<u>880 円</u>	<u>550 円</u>	<u>550 円</u> <u>(380 円)</u>	0 円	300 円	300 円
第 2 段階	<u>880 円</u>	<u>550 円</u>	<u>550 円</u> <u>(480 円)</u>	<u>430 円</u>	390 円	600 円
第 3 段階①	<u>1,370 円</u>	<u>1,370 円</u>	<u>1,370 円</u> <u>(880 円)</u>	<u>430 円</u>	650 円	1,000 円
第 3 段階②	<u>1,370 円</u>	<u>1,370 円</u>	<u>1,370 円</u> <u>(880 円)</u>	<u>430 円</u>	1,360 円	1,300 円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、（ ）内の金額となります。

【申請について】

八幡浜市保健センター介護認定係の窓口又は郵送で受付しています。

申請窓口・郵送提出先

〒796-0010 愛媛県八幡浜市松柏乙1101番地 八幡浜市保健センター 介護認定係

【提出書類】

- (1) 介護保険負担限度額認定申請書及び同意書(八幡浜市HPよりダウンロードできます)
- (2) 預貯金等が確認できる書類(本人名義と配偶者がいる場合は配偶者名義の預貯金口座等の写し等)

預貯金等の範囲は次のとおりです

種類	確認方法
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(インターネットバンキングであれば口座残高ページの写し) ●通帳の見開きページ(銀行名・支店・口座番号・名義の分かる部分) ●申請日時点の最終残高を含む2ヶ月程度の履歴が分かるページ ●定期の貯金等がある場合はそのページ ※口座が複数ある場合は、すべての口座の写しが必要です。
有価証券(株式・国債・地方債など)	有価証券を管理する証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可) ●申請日の直近から、2ヶ月以内の評価額の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
タンス預金(現金)	自己申告
負債(借入金・住宅ローンなど)	借用書など

※預貯金等に含まれないもの ⇒ 生命保険、自動車、腕時計、時価評価額の把握の難しい貴金属等、絵画、骨董品、家財等

- (3) 成年後見人等による申請の場合は、代理権等を持っていることが確認できる書類の写し

【注意点】

- (1) 申請書を受理したその月の初日からの適用となります。**申請書を受理した月より前にさかのぼって適用することはできません。**
- (2) 負担限度額認定証の**有効期限は毎年7月31日**までです。引き続きご利用される場合は、**毎年度更新の手続きが必要**となります。
- (3) 介護保険料の滞納による給付制限を受けている方については、軽減の対象にはなりません。
- (4) 適切な申告を担保するために、審査決定後においても、配偶者の有無やその課税状況、金融機関への資産調査を実施する場合があります。
- (5) 対象要件に該当しないことを知りながら、又は虚偽の申告によって不正に負担軽減を受けた場合には、**それまでに受けた負担軽減額に加え最大2倍の加算金(負担軽減額と併せ最大3倍の額)の納付を求められます。**